

診療時間外の診療における選定療養費の徴収について

当院は札幌市における二次救急医療機関として、緊急性の高い重症な患者さんを対象に24時間体制で診療を行っています。

しかしながら、当院が標榜する診療時間外（夜間・休日）に緊急性を認めない（いわゆる軽症）の患者さんが来院しており、重症の患者さんへの対応に支障が生じています。

このような状況を改善し、緊急性の高い重症な患者さんを最優先に対応するため、医師の診断の結果、緊急性を認めないと判断した場合、下記の要領にて、診療費とは別に時間外選定療養費の徴収をさせていただきます。

<徴収金額>

11,000円（税込）

<診療時間外となる時間帯>

- ・ 平日 17:15～翌日 8:30
- ・ 土・日曜日、国民の祝日
- ・ 年未年始

以下に該当する場合は、上記時間帯に受診した場合でも徴収対象外となります。

- ・ 当院で治療中の疾患において、予め、注射・処置等のため救急外来を受診するように指示されていた場合
- ・ 当院で治療中の疾患において、病状増悪により時間外に受診の必要があった場合
- ・ 当院へ時間外緊急受診を目的とした、他の医療機関から当院宛ての紹介状をお持ちの場合
- ・ 救急外来へ受診後、そのまま入院（又は他院へ転院）となった場合
- ・ その他、時間外外来担当医師が、緊急性があると判断した場合